



## 美・金

### 成人にないたてのみなさん要注意!!

契約は慎重に!!

### 18歳・19歳に多い消費者トラブル

契約当事者が18歳・19歳の消費生活相談の中でも、「脱毛エステ」「医療サービス」「副業」に関するものが多く寄せられています。脱毛エステでは、事業者の倒産や返金遅延トラブルもあります。SNSや広告等の情報を鵜呑みにせず、契約は慎重にしましょう。困ったときはすぐに消費生活センターに相談しましょう。

事例1 無料体験でエステの店舗に行ったら、高額なコースをしつこく勧められ、契約してしまった。

事例2 「簡単に稼げる」という広告を見て登録し、高額なサポート料を支払ったが、簡単な作業ではなく、全く稼げない。

### 安さや気軽さ、メリットのみを強調した広告に注意!

「お試し価格」「無料体験」「必ず儲かる」

SNSや動画広告などの文言を鵜呑みにしないようにしましょう。



### 契約を急かす勧誘に注意!

「今日契約したらこの価格」「学割がきく今のうちに」

「すぐに元が取れるから」「稼いだ分で後から払えばいいから」

本当に今必要な契約なのか、冷静に判断しましょう。



### 借金をしてまで契約しない!

「お金がない」と断っても、消費者金融からの借金やクレジット契約を勧められ、断り切れないケースもみられます。借金をしてまでお金を払うべきかよく考えましょう。

### 契約は慎重に! その後のことを考えて!

契約前に、契約期間や支払総額、解約条件などをしっかり確認しましょう。不安がある場合は一人で決めず、家族など信頼できる人に相談しましょう。



消費者トラブルにあった場合は、次のところまでお電話ください。

☎ 消費者ホットライン『188』 ➡ 最寄りの消費生活センターにつながります。

(土日祝日は国民生活センター対応: 午前10時~午後4時受付 ※年末年始を除く)

☎ 上記時間外は警察相談専用電話『#9110』へ (24時間対応)



## 通販

# インターネット通販 注文前によく確認を!! 通信販売は、クーリング・オフできません



- 事例1 正規の価格より安いので購入したら偽物が届いた
- 事例2 化粧品が安くなっているのので注文したら定期購入が条件だった

### このようなサイトに注意!

- 販売価格が大幅に値引きされている。
- サイトに記載されている日本語の字体、文章表現がおかしい。
- 会社名、住所、電話番号などの情報が表示されていない。または虚偽の情報である。
- 支払い方法が「現金前払い」しか選択できない。

その他にも、**定期購入ではないか、支払総額はいくらなのか、返品・交換はできるか**など、よく確認してから注文し、トラブルになったときのために、最終確認画面をスクリーンショットなどで記録しておきましょう。

## 除雪機

### 毎年冬になると 除雪機による事故が発生しています!



きけん

- 必ず**安全装置が正しく作動**する状態で使用する。
- 離れるときは**エンジンを切る**。
- 周りに誰もいない**ことを確認する。
- 雪詰まりはエンジンを止めて**雪かき棒**を使う。
- 足元や周りに注意して、**無理のない速度**で。



## 消費生活無料法律相談会開催日

- ・1月10日(水) [ 午後1時30分から ]
- ・2月7日(水) [ 午後3時30分まで ]

※相談時間はお一人様30分となります。事前予約制となっておりますので、庄内消費生活センターまでお問い合わせください。

## 庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 (山形県庄内総合支庁内)  
《開設時間》 午前9時~午後5時 (土日祝日・年末年始を除く)  
《電話番号》 0235-66-5451  
※来庁の際は事前にご連絡ください(要予約)。

★消費者ホットライン(188)もご利用ください

1人で悩まず  
相談してケロ!



交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。  
山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL: 0235-66-5452